

(趣旨)

第 1 条 この規則は、藤沢市執行機関の附属機関に関する条例（昭和33年藤沢市条例第 3 号）第 3 条の規定に基づき、藤沢市教科用図書採択審議委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会の委員は16人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから当該各号に定める人数を超えない範囲内において、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市立の小学校、中学校又は特別支援学校の校長 9 人
- (2) 藤沢市小学校教育研究会又は藤沢市中学校教育研究会の会員 4 人
- (3) 児童又は生徒の保護者 3 人

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員会の委員となることができない。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、教育委員会の諮問に基づき、委員長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調査員)

第 6 条 委員会に、教科用図書の内容等について調査し、及び研究させるため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、学校教育に関し十分な知識と経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

3 調査員は、その者の委嘱又は任命に係る当該教科用図書の内容についての調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

4 第2条第2項の規定は、調査員について準用する。

(結果の報告)

第7条 委員長は、会議が終了したときは、速やかに審議の結果を教育委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部教育指導課において総括し、及び処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和38年教委規則第1号抄)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和49年教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年教委規則第8号抄)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

3 この規則の施行の日の前日において藤沢市教科用図書採択審議委員会の委員である者のうち第2条の規定による改正前の藤沢市教科用図書採択審議委員会規則第2条第2項第5号に掲げる者のうちから任命された者については、その任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、その日に満了する。

附 則 (平成13年教委規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第6条の改正規定は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第 1 号）

この規則は、平成17年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第 1 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第 7 号）

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第12号）

この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年教委規則第 4 号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年 4 月 1 日から施行する。